

相談支援専門員による軽度知的障害者の意思決定支援における影響要因

—障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインの視点から—

○ 日本福祉大学大学院福祉社会開発研究科博士課程 氏名 小林麻衣子 (会員番号 9749)

キーワード：相談支援専門員 意思決定支援 ガイドライン

1. 研究目的

本研究の目的は、相談支援専門員による意思の表出が可能な軽度知的障害者に対する意思決定支援の現状を確認し、本人への親や相談支援専門員の支援による影響要因を明らかにし、知的障害者に対する意思決定支援の促進を図るものである。その背景として、厚生労働省(2017)の障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン(以下、ガイドライン)では、意思決定支援は、人的な影響、環境や経験の影響を受けるとされ、立ち会う家族や関係者の関係が意思決定に影響を与える可能性があるとしている。柴田(2012)は、知的障害者本人(以下、本人)の意思決定に関して、支援者や環境との相互作用の中で本人の意思が確立するものと指摘する。これらからは、知的障害者の意思決定支援には、もっとも身近な親、支援する相談支援専門員の影響を考慮する必要があるといえるが、影響の要因を明らかにした研究は見受けられない。

2. 研究の視点および方法

調査協力者は、知的障害者を主な支援対象としている事業所で勤務し、障害者に対する福祉経験を有し、かつ相談支援専門員として3年以上の実務経験を有する専従の相談支援専門員とした。2022年11月～2023年2月の間に4名、2023年11月に3名に対し、半構造化インタビューを行った。調査協力者の基本属性は、表1に示す。インタビュー項目は軽度知的障害者の意思決定支援において①本人

表1 調査協力者の基本属性

ID	年齢	福祉経験	相談支援専門員勤務経験	相談支援専門員以外の保有資格
A	30代	11年	3年	社会福祉士 精神保健福祉士 社会福祉主事
B	40代	20年	6年	介護福祉士 社会福祉主事
C	40代	25年	10年	社会福祉士 精神保健福祉士 介護福祉士
D	40代	24年	6年	社会福祉士 精神保健福祉士
E	50代	22年	15年	社会福祉主事 特別支援学校教員免許
F	50代	14年	8年	社会福祉士 精神保健福祉士 保育士 公認心理師
G	60代	42年	16年	社会福祉主事 社会福祉士 社会福祉主事

に対する働きかけ、②親に対する働きかけ、③働きかけた理由と結果、④自身の気づきを設問とした。面接に際しては同意を得て音声で I Cレコーダーで録音し、逐語録化し、質的データ分析法に基づき焦点的コードからサブカテゴリーとカテゴリーを生成した。カテゴリーを【 】, サブカテゴリーを《 》, 焦点化コードを〈 〉で示す。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本福祉学会研究倫理指針を遵守している。また、日本福祉大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の承認(22-007)を受けた。本発表に関連して、開示すべき COI はない。

4. 研究結果

分析の結果、8の上位カテゴリーと31のサブカテゴリーが抽出された。相談支援専門員による知的障害者に対する意思決定支援については、【揺れ動き広がるエンパワメント支援】が行われている。この【揺れ動き広がるエンパワメント支援】によって、本人、親、支援者の【関係構築】がなされる。そして、長い年月をかけて築かれた親子の関係には、相応の【長い期間を費やす親の変容】をする。また、《誘導する自覚》や《実践による変化と自信》というような【相談支援専門員の変容】を経て、【緩やかな相互変容・相互理解】をする。これは【本人が決める自己決定の保障】に繋がる。【社会資源の少なさ】によって、〈選択肢の少なさ〉に繋がってしまうことがある。支援の結果のリスクを危惧し、親、相談支援専門員が《責任の押し付け合い》をすることや《チームのコンセンサス》を得ることで責任を共有する様な手続きを取ることもある。このような【社会的責任の所在】が問われることは、意思決定支援を進める上で影響を及ぼすこともあった。これら8つのカテゴリーが影響要因であることがわかった。

5. 考察

抽出されたカテゴリーを元に、ガイドラインに示される人的・物理的環境による影響の3つの項目を参照し考察をおこなった。その結果を表2に示す。本人の経験の影響としては、本人が体験し、主体的に決めていくことが可能となるような【本人が決める自己決定の保障】である。次に、人的な影響は、相談支援専門員による【揺れ動き広がるエンパワメント支援】や【相談支援専門員の変容】、親との関係における【長い時間を費やす親の変容】、本人と親と相談支援専門員の関係における【関係構築】や【緩やかな相互変容・相互理解】である。人的な影響のカテゴリーはもっとも多く、相談支援専門員の支援による相互変容と重なり合いが螺旋状的な様相であった。さらに、環境による影響は、選択する際に影響する【社会資源の不十分さ】

表2 ガイドラインに示される影響と抽出された影響要因の比較

ガイドラインに示される影響	カテゴリーで抽出された影響要因
本人の経験の影響	【本人が決める自己決定の保障】
人的な影響	【相談支援専門員の変容】【揺れ動き広がるエンパワメント支援】 【長い時間を費やす親の変容】 【緩やかな相互変容・相互理解】【関係構築】
環境による影響	【社会資源の不十分さ】
社会的責任の影響(*)	【社会的責任の所在】

*ガイドラインに示されていない影響

があった。一方で、3つの項目に当てはまらない【社会的責任の所在】は、新たに考えられる影響であることがわかった。これらから、意思決定支援の影響要因について明らかにし、ガイドラインに示されていない社会的責任の影響を新たに示すことができた。

(文献)

厚生労働省(2017)「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000159854.pdf>2024.6.16.

柴田洋弥(2012)「知的障害者の意思決定支援について」『発達障害研究』3(34), 261-272.